

令和2年度岡山県アーティスト滞在・交流事業業務仕様書

1 業務の目的

アートを活用した地域力の活性化促進を図ることを目的に、国内外からアーティストを県内の地域に招へいし、地域との交流を進めながら地域資源を活用した短期滞在制作（アーティスト・イン・レジデンス）を行うことで、地域住民が優れた芸術文化に身近に接する機会を提供するとともに、地域の魅力をアートの視点で掘り起こし発信する事業を実施する。

2 委託業務名

令和2年度岡山県アーティスト滞在・交流事業

3 委託業務の内容

(1) 業務概要

短期滞在制作を行うアーティストや招へい地域の選定、滞在制作や発表場所の確保、地域との交流を促進し地域の活性化につながる事業の企画・運営などの総合的なコーディネートと実施を行う。

(2) 招へいアーティスト

原則、20歳以上のアーティストとし、美術、音楽、舞踊等の創作活動で実績を持つ者とする。ただし、招へい地域に居住する者は除く。

(3) 実施場所

岡山県内の特定の地域で実施することとする。ただし、同一市町村内の複数か所で実施することは構わない。

(4) 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間で実施することとする。

招へいアーティストの滞在期間（招へい地域で、取材、制作、発表を行う期間）は、原則として、14日以上、70日以内とする。

(5) 業務内容

- ① 美術・音楽・舞踊等の創作活動で実績を持つ国内外のアーティスト1名または複数名を岡山県内の特定の地域に招へいし、地域資源を活用した短期滞在制作を行うとともに、その成果を展示や公演等により公開すること。
- ② 招へいアーティストとスタッフの滞在、作品制作、成果発表、移動や保険の加入、事業実施に必要な許認可等、事業実施にかかる一切のサポートを行うこと。
- ③ 短期滞在制作にかかる滞在、制作、成果発表等を行う場所の確保を地元と調整して行うなど、地域の理解と協力のもとに事業を実施すること。
- ④ 招へいアーティストの滞在期間中に、地域住民等との相互交流が図られる事業、あるいは、短期滞在制作に関連して、地域住民等と連携・協働し、地域の活性化の促進につながる事業を企画・実施すること。
- ⑤ 事業実施において、アーティストや来場者の安全及びバリアフリーに配慮すること。

4 契約関係

(1) 委託限度額

1事業当たりの委託限度額は、2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
県が予定する委託料の総額は、4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(2) 再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、事業の効果的及び効率的に行う上で必要な場合においては、事前に県と協議の上、他の者に委託することができるものとする。

5 委託に係る経費等について

(1) 予算に計上できる経費

項目	内 訳
旅費・滞在費	招へいアーティストの滞在費、公共交通機関交通費、宿泊費等
制作活動費	材料費、機材借料、燃料費、調査費、制作補助費等
企画・展示費	企画制作費、演出費、著作権使用料、作詞・作曲料、原稿執筆謝金、翻訳料、作品借料、作品保険料等
出演費・謝金	出演料、演奏料、司会料、アルバイト謝金、講師謝金等
会場費	会場設営費、会場借上げ料、会場使用に係る付帯設備・光熱水費等
舞台費	照明・音響費、大道具・小道具費、舞台設営・撤去費等
印刷・宣伝費	印刷費(チラシ・ポスター・プログラム(無料配布分)等)、広告宣伝費、デザイン料、看板制作費、ウェブ用告知ページの作成費等
通信・運搬費	作品・道具・材料等運搬費、車両借料、チラシ・DM等送料、郵便代等
諸経費	録音・録画・写真記録費、会議費、消耗品費、催事保険料等

(2) 対象外経費

事務所維持費、職員給与、電話代、事務機器・事務用品等購入・借用費、備品購入費、交際・接待費、ウェブサイト運用費、航空列車の特別料金(グリーン車等)、駐車料金、飲食にかかる経費、花束代、記念品代、プログラム等印刷費(有料の場合)、予備費、その他事業実施に直接関わらない経費など

(3) 留意すべき事項

- ①旅費・滞在費は、招へいアーティストの居住地から実施場所までの往復1回分の旅費、実施地域内の交通費のみを対象とする。同伴者の旅費は対象としない。
- ②招へいアーティストに対して、1人1日あたり、滞在費として8,000円を限度として支給する。ただし、制作および発表のための会場借り上げ料と重複できない。
- ③企画制作費は、委託事業を実施するために必要な企画・制作に関わるスタッフの人工費とする。
- ④ウェブ用告知ページ作成に係るサーバーのレンタル料や管理費等は対象外とする。

6 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間

7 実績報告書の提出

委託業務が完了したときは、速やかに実績報告書及び収支決算書を県に提出すること。

8 個人情報に関する取り扱い

当該委託業務の実施に係る個人情報の取扱いについては、以下に定めるとおりとする。

- (1) 個人情報については、その必要性を十分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないように配慮するものとする。
- (2) 個人情報の収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。

9 審査の観点

企画提案された事業の内容について、以下の観点により総合的に評価する。

- (1) 国内外からの招へいアーティストによる、地域資源を活用した、意欲的で質の高い内容・規模の滞在制作活動とその成果発表等が見込めること。
- (2) 公開制作、ワークショップ、アーティストトークを実施するなど、作品鑑賞を深めるための取組がなされ、来場者にとって親しめる内容となっていること。
- (3) 滞在制作を通して、地域住民、来場者とアーティストとの相互交流が図られるとともに、地域住民等との連携・協働した取り組みがなされるなど、地域の理解と協力のもと実施されること。
- (4) 優れた芸術に触れる機会の少ない地域にその機会を提供するものであること。
- (5) アートを通して地域の魅力を発信し、誘客等により地域の活性化に資するような魅力を備えていること。
- (6) アーティストや来場者等の安全及びバリアフリーに配慮した取り組みがなされること。
- (7) 事業計画が無理のない妥当なもので、事業の運営体制が十分に整っていること。
- (8) 見積書の内容・積算が妥当であること。
- (9) 「東京オリンピック・パラリンピック」に向け、地域性豊かで多様性に富みレガシーの創出や文化の魅力を発信等を意識した取組が望ましい。

10 留意点

- (1) 県が実施する他の委託事業、補助事業、負担金事業等は、この事業の対象とすることはできない。
- (2) 県が実施した「アーティスト滞在・交流事業」を平成29年度から三年間継続して実施した者は、本年度の本事業に応募できない。
- (3) 宗教的又は政治的な目的を有すると認められる場合は対象外とする。
- (4) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者をアーティストとして招へいすることはできない。
- (5) 委託業務に係る展示作品等の販売はできない。ただし、当事業の対象外経費により作成された図録等の物販は可能とする。
- (6) 当委託事業に係る入場料を徴する場合は、県と相談に上、実施すること。

11 その他

- (1) 受託者は、受託業務の実施経過について適宜県に報告すること。
- (2) 効果的な広報活動により事業の周知や発信を図ること。
- (3) 受託者は、受託業務に係る独自の広報活動を行い事業の周知を図るとともに、県が行う広報活動に協力すること。
- (4) 受託業務のポスター、チラシ等の広報物を作成する際は、「岡山県アーティスト滞在・交流事業」の趣旨を明記し、岡山県の主催事業である旨の表記を行うこと。
- (5) 受託業務は、「beyond2020 プログラム」の認証要件を満たしたうえで、同プログラムの認証申請を行うこと。 ※詳細は岡山県文化連盟のホームページ等で確認のこと。
- (6) 岡山県事業「アートで地域づくり実践講座」等の受講修了生をイベントボランティアとして受入依頼をする場合があり、その際は受入すること。